

国の幼児教育・保育無償化に伴う市独自の給食費無償化について

市では、平成29年4月から、市内居住の5歳児に対し、公立・私立を問わず全ての保育所・こども園の保育料及び幼稚園の授業料を無償化してきました。

令和元年10月から、国の制度による3歳から5歳児の幼児教育・保育無償化が始まりますが、給食費については無償化の対象外となるため、おかず及びおやつ代などの「副食費」、ごはん及びパン代などの「主食費」の両方を保護者から徴収することになっています。

市では、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育てしやすい環境の更なる充実を図るため、市が国に先行して実施してきた5歳児の保育料、授業料無償化に係る財源を活用し、市独自に市内居住の3歳から5歳児に係る「副食費」「主食費」を合わせた給食費を、公立・私立を問わず、市が負担し無償化します。

須賀川市の対応 ※3歳から5歳児

現行		
	幼稚園・こども園 (1号認定)	保育所・こども園 (2号認定)
保護者負担	保育料・授業料	保護者負担
	副食費	保護者負担 (保育料に含む)
	主食費	実費・持参

市では、平成29年4月から、市内居住の5歳児に対し、全ての保育所・こども園の保育料及び幼稚園の授業料の無償化を実施

国で保育料、授業料のみを無償化

10月以降(国の制度)

1・2号認定 (共通化)	
保育料・授業料	無償化(国)
副食費	実費・持参
主食費	

10月以降(市の制度)

1・2号認定 (共通化)	
保育料・授業料	無償化(国)
副食費	無償化(市)
主食費	

市でさらに給食費を無償化

※「副食費」：おかず及びおやつ代など、「主食費」：ごはん及びパン代など